平成２２年（フ）第７８号
北海道小樽市住ノ江２丁目１番27号　住ノ江マンション２Ｆ左、前住所北海道小樽市住ノ江２丁目３番27号　西條産業株式会社住ノ江社宅201
債務者　山内　公乃
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１２７号
秋田市広面字鬼頭123番地　アルス広面101号
債務者　佐藤　敬悦
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２８号
秋田市桜台２丁目７番20号、前住所札幌市白石区東札幌４条５丁目３番４号
債務者　佐々木千晶
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２９号
秋田県潟上市天王字長沼56番地35
債務者　斎藤　　修
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４号
秋田県大館市水門町９番３―17号
債務者　山本　芳子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第２７号
秋田県大館市字八幡沢岱８番地９、前住所秋田県大館市花岡町字根井下138番地
債務者　玉井　　建（旧姓藤盛）
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第３７号
岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字松橋１－２　ホテル龍泉洞愛山内、住民票上の住所秋田県鹿角市尾去沢字上山193番地８
債務者　千葉　鉄子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第４６号
群馬県みどり市笠懸町久宮551番地８、住民票上の住所群馬県みどり市笠懸町西鹿田18番地10
債務者　岩﨑　龍子（旧姓外薗）
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第４８号
群馬県桐生市広沢町５丁目1771番地の13
債務者　土屋　末雄
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第１４０号
大津市湖城が丘44番６号
債務者　古川　　恒
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２３８１号
京都市伏見区横大路東裏町21番地３
債務者　竹原　佳子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３３号
京都市山科区西野大鳥井町73番地11
債務者　木村　孝子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３５８号
京都市伏見区過書町501番地　リバーサイド花水樹205号室
債務者　吉田壬映こと吉田后英こと　妹脊　后英
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４４４号
京都市伏見区深草スヽハキ町27番地
債務者　寺田　　恭
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５０８号
京都市山科区大宅関生町64番地　エル関生201
債務者　福田　葉子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５５１号
京都市南区西九条島町53番地
債務者　清水建築設計一級建築士事務所こと清水　和顯
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５５４号
京都府相楽郡精華町大字祝園小字出森14番地
債務者　藤田　清子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係